主 文 本件各控訴を棄却する。

被告人両名に対し当審における未決勾留日数中各百二十日をそれそれその本刑に算入する。

理 由

本件各控訴の趣意については、弁護人菊地三四郎が差し出した控訴趣意書の記載を引用する。

次に所論は原判決が恐喝ならびに強盗の事実を認定しながらこれに対し刑法二四〇条のみを適用したことに〈要旨〉ついて、理由のくいちがいがあると主張するけれども、本件の恐喝ならびに強盗傷人の二罪は順次相接続する〈/要旨〉機会になされたもので、当初の暴行による恐喝がやがて次の段階にその程度を超えて強盗に発展したもので、相手方に暴行を加えて畏怖させて金品を取るという点において両者共通の要素を含むものであるから、原判決が法律の適用においてこれを包括して重い強盗傷人の一罪として取り扱つたとしても、必ずしも失当とは言えない。論旨は理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 兼平慶之 助判事 足立進 判事 山岸薫一)